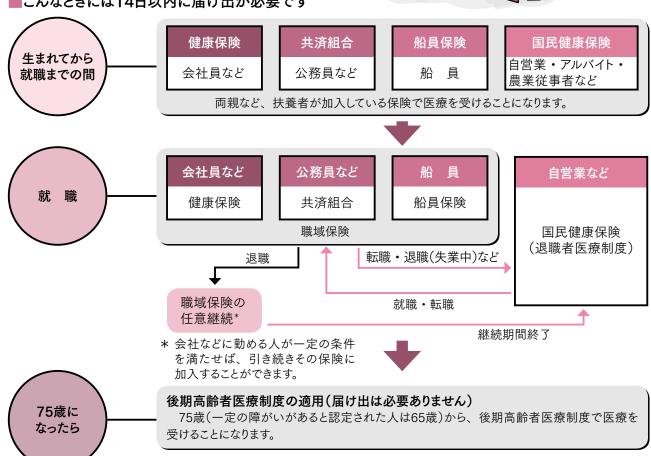


### あなたはどの医療保険に入っていますか?

日本の医療制度では、病気やけがをしたときに安心して医 療が受けられるように、すべての人がいずれかの医療保険に 加入することになっています(国民皆保険)。もし、転職や退 職などで、どの医療保険にも入っていないという人は、すぐ に保険年金課または下総・大栄支所市民福祉課の窓口へ届け 出をしてください。



### ■こんなときには14日以内に届け出が必要です



※くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。



# 🍊 国民年金の保険料控除証明

## 年末調整や 確定申告をするときに必要です

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合、1 年間に納付した国民年金保険料を証明する書類を添付するこ とが義務付けられています。

このため、生命保険会社などから送付される控除証明書と

同様に、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明した控 除証明書(はがき)が、日本年金機構から11月上旬に送付さ れます。年末調整または確定申告の手続きのときは、必ずこ の証明書や領収証書が必要となりますので、申告を行うまで 大切に保管してください。

※くわしくは11月1日(月)~3月15日(火)の平日午前8時30分 ~午後5時15分(月曜日(休日のときは火曜日)は午後7時 まで)または第2土曜日の午前9時30分~午後4時に控除証 明書専用ダイヤル(☎0570-070-117、IP電話などは☎ 03-6700-1130)